

令和3年度
一般財団法人諏訪湖勤労者福祉サービスセンター事業計画
(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

事業所及び会員の皆さんが、健康でゆとりある生活をお楽しみいただけるような福利厚生事業に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症に負けずに、安全で元気な生活を送ることができるような魅力的な事業（会員生活応援企画）を実施する。

- 1 生活安定及び老後生活の安定に係る事業（定款第4条第1項第1号・第2号・第5号）
 - (1) 共済給付事業
 - ①祝金、見舞金、保険金、弔慰金等の共済金給付を行う。(継続)
 - ②入学祝金、成人祝金、結婚記念祝金、在会祝金の共済金には、該当する会員に通知を行う。(継続)
 - (2) 生活資金融資斡旋
長野県労働金庫による生活資金の融資を斡旋する。(継続)
 - (3) 割引指定店の拡大・周知事業
会員が宿泊、飲食、レジャー、文化、小売店等を割引料金などで利用できる割引指定店の拡大に努めるとともに、割引指定店の情報を会報及びホームページ等に掲載するほか、割引指定店を周知するためのパンフレットを作成し、全会員に配布して利用を呼びかける。そのほか、区域外の店舗や施設に割引指定店となっていたたくよう勧誘に努める。(拡大)
 - (4) 法律、税務相談事業
弁護士、税理士による無料相談会を開設する。(継続)
 - (5) 生活安定事業
生活に関する知識や情報の提供を行う。
 - ①生活設計セミナー 退職後の人生、健康管理、年金制度等の必要な知識について、関係機関とタイアップしてセミナーを開催する。(継続)
 - ②中小企業の退職金共済制度の加入促進に努める。(継続)
 - ③健康、趣味、保険等の情報提供を行う。(継続)
 - (6) 財産形成事業
 - ①住宅資金融資斡旋 長野県労働金庫と連携し斡旋する。(継続)

②財産形成に係わる情報提供及び相談。(継続)

(7) 生活サポート事業

- ①各種商品券の斡旋 会員の生活支援を図るため、オカヤペイやしもすわカードの地域電子マネー、クオカード、図書カードや劇団四季ギフトカードなどの商品券を安価で斡旋する。(拡充)
- ②テイクアウトチケットの斡旋 地元飲食店や商店を応援するとともに、会員にも大変人気のある、各店一押し商品のテイクアウトチケットを安価で斡旋する。(新規)
- ③レストランチケットの斡旋 岡谷市、下諏訪町のレストランのほか、諏訪地域、松塩地域などの周辺レストランやホテルと提携し、レストランチケットを安価で斡旋する。(拡充)
- ④味グルメ事業 地元レストラン等での飲食イベント費用の補助を行う。(継続)
- ⑤商品、物資斡旋事業 クリスマスケーキなどのセンターが指定する商品の購入や一定額以上のギフト商品を購入した場合に補助を行う。(拡充)
- ⑥クイズでGET事業 クイズに答えて、マスクなどの人気商品やアイスクリームなどの商品券をGETする、クイズでGET事業を行う。(新規)

2 健康維持増進事業 (定款第4条第1項第3号)

会員や家族の健康維持増進を図るため、健康施設の利用補助、疾病予防支援、各種スポーツ大会等を行う。

(1) 健康施設の利用補助

- ①ロマネットの利用補助を行う。(継続)
- ②やまびこスケートの森トレーニングセンターの利用補助を行う。(継続)
- ③すわっこランドの利用補助を行う。(継続)
- ④下諏訪温泉の利用補助を行う。(継続)
- ⑤湯〜湯事業でロマネット、すわっこランドのほか、下諏訪温泉の入浴券を交付する。
(拡充)

(2) 疾病予防支援事業

- ①定期健康診断補助 会員の健康増進と事業主の負担軽減の一助とするため、労働安全衛生法に定められている健康診断を実施した事業所に補助を行う。(継続)
- ②人間ドック等受診補助 会員の健康増進を図るため、人間ドック、脳ドックの受診に対する補助を行う。(継続)
- ③インフルエンザ予防接種補助 インフルエンザの予防接種に対する補助を行う。
(継続)
- ④各種常備薬の斡旋 一定額以上医薬品を購入した場合に補助を行う。(拡充)
- ⑤健康診断の斡旋 岡谷市民病院が実施する定期健康診断の斡旋を行う。(継続)

(3) 各種スポーツ大会、健康づくり講座の開催

- ①ボウリング大会 個人参加のボウリング大会を開催する。(見直し)
- ②ソフトボール大会 諏訪市勤労者互助会と共同で大会を開催する。(継続)
- ③ゴルフ大会 ロングランゴルフコンペ、親睦ゴルフ大会を開催する。(継続)
- ④健康づくり講座 ヨガ、ピラテスやサーキットトレーニングなどの健康づくり講座を開催する。(継続)

3 余暇活動・自己啓発事業（定款第4条第1項第4号）

社員旅行補助、施設利用補助、レクリエーション事業、ボランティア活動、文化教養活動及び各種講座等を開催する。

(1) 余暇施設利用補助

- ①社員旅行補助 従業員を対象とした日帰り、または宿泊を伴う社員旅行に対する補助を行う。(継続)
- ②元気回復リフレッシュ補助 会員が有料宿泊施設を利用した旅行に対する補助を行う。(継続)
- ③東京ディズニーリゾート等施設利用補助 東京ディズニーリゾート及びナガシマスパーランドの利用補助を行う。(継続)

(2) レクリエーション事業

- ①バスツアー 会員及び家族相互の親睦交流を図るため、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を鑑みながら、9月以降日帰りバスツアーを行う。なお、実施にあたっては開催時期や募集定員など、企画旅行会社とも連携、調整を図りながら計画する。(見直し)
- ②親子で楽しむ事業 いちご狩りやブルーベリー狩りのくだもの摘みは、割引チケットを提供して実施するとともに、大根狩りなど野菜狩りや春の花摘みなど、親子で参加し、楽しめる事業を行う。(見直し)
- ③アイスレクリエーション事業 やまびこスケートの森を使用し、小学生以下の子供と親を対象とした氷上でのレクリエーションを行う。(継続)

(3) 自己啓発活動

- ①各種催し物の鑑賞補助 岡谷スカラ座での映画鑑賞に対する補助及びカノラホール、下諏訪総合文化センター主催の催物鑑賞補助を行う。(継続)
- ②各種指定講座への受講補助と紹介 センターが指定する講座の受講に対する補助を行うとともに、岡谷市勤労青少年ホームや岡谷市勤労会館で開催する講座の受講に対する補助及び紹介、受講斡旋を行う。(継続)
- ③各種講座の開催 そば打ち講習会等の各種講座を開催する。(継続)

- ④各種指定チケット購入補助 センターが指定する各種チケットの購入に対する補助を行う。(継続)
- ⑤スキル向上のための場の提供 スキルUPを図るための講習会を開催する。(継続)

(4) ボランティア活動の参加

諏訪湖、河川等の清掃活動に参加する。(継続)

4 情報提供事業 (定款第4条第1項第6号)

会員等に事業内容の周知・紹介と事業への参加・利用の呼びかけや、利用方法の変更点について、会報やガイドブックの発行、ホームページを通して情報提供を行う。

- ①会報紙「ウェルワーク諏訪湖ニュース」の発行 各種の情報提供を行うため、より見やすく親しみやすい会報をめざし、カラー刷で年10回発行する。なお、共済金の給付や疾病予防支援補助、余暇施設利用補助などの補助金について、随時情報提供するとともに、手続き方法も掲載していく。(拡充)
- ②ガイドブックの発行 ガイドブックを新規加入会員に配布する。(継続)
- ③ホームページの随時更新 見やすく親しみやすいホームページ作りを行う。(継続)

5 加入促進事業 (定款第4条第1項第6号)

会員の増加を図るため、未加入事業所への加入促進を図るとともに、会員の紹介によりセンターに新規会員が加入した場合は、紹介会員に謝礼をする。(継続)

また、会員加入促進強化月間を設け、事務局はもとより役員及び評議員、会員にも協力を呼びかけて会員拡大に取り組むとともに、新規会員の入会事業所に対して謝礼をする。(継続)

そのほか、会員加入促進を図るためのパンフレットを作成するとともに、地元新聞、岡谷市・下諏訪町の広報に広告を定期的に掲載するほか、岡谷市・下諏訪町の封筒に広告を掲載する。(新規)

*目標会員数 5,100人

6 岡谷市勤労会館及び岡谷市勤労青少年ホームの管理運営に関する事業

(定款第4条第2項)

新たに令和3年度から令和7年度までの5年間、岡谷市から岡谷市勤労会館及び岡谷市勤労青少年ホーム(わーくピア岡谷)の指定管理者として、一般財団法人諏訪湖勤労者福祉サービスセンターが指定を受け、両施設の管理運営を実施する。平成18年度から令和2年度までの15年間、指定管理者として蓄積してきたノウハウを活かして、充実した事業展開や環境整備を図り、利用者に愛され親しまれる施設にする。

(1) 岡谷市勤労会館

- ① 利用促進 働く市民の福祉の増進と文化の向上のため、事業所・組合等のほか、各種団体・グループ活動の利用促進を図る。(継続)
- ② 講座の開催 幅広い年代を対象に、余暇活動の充実、仲間づくりの場として、趣味、スポーツ、健康、料理、情報通信機器等の各種講座を開催する。(継続)

(2) 岡谷市勤労青少年ホーム

- ① 講座の開催 勤労青少年の福祉の増進、余暇活動の充実、健康体力づくり、仲間づくりの場として、教養、趣味、スポーツ、健康、料理、語学等の各種講座を年間4回(春夏秋冬)、延べ250回程度開催する。
また、その講座の内容や申し込み方法をウェルワーク諏訪湖ニュース、広報おかや、新聞記事、講座チラシなどで周知し、併せてフェイスブックで講座の様子などの写真や、受講者の声を記事で紹介し、受講者の増を図っていく。(継続)
- ② サークルの育成、助言、指導を行う。(継続)
- ③ 利用者相互の交流と仲間づくりを推進する。(継続)
- ④ 勤労青少年に対する各種相談事業を実施する。(継続)
- ⑤ ボランティア活動、地域ふれあい事業を実施する。(継続)
- ⑥ 関連施設との交流を図る。(継続)
- ⑦ 勤労青少年の利用に支障のない範囲において、一般市民の利用に供する。(継続)